様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とくていひえいりかつどうほうじんぶんかざいほかんかつようしえんきこう  一般事業主の氏名又は名称 特定非営利活動法人文化財保管活用支援機構  （ふりがな）おかむら　まゆ  （法人の場合）代表者の氏名 岡村　真由  住所　〒142-0062  東京都 品川区 小山３丁目２７番５号武蔵小山創業支援センター  法人番号　1010705003543  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当団体ウェブサイト トップ ＞ 団体概要 ＞ DXへの取り組みについて  　https://cpsus.org/dx/  　DXビジョンと取組方針 | | 記載内容抜粋 | ①　特定非営利活動法人 文化財保管活用支援機構（CPSUS）は、  「文化財を守る力を、社会の力へ」という理念のもと、  文化財の保管・整理・活用を支える仕組みづくりに取り組んでいます。  DXの目的は、単にデジタル技術を導入することではなく、  文化財情報を安全に扱い、関係者間で共有できる環境を整えることです。  当機構では、自治体・研究機関・民間企業などと連携し、  文化財の整理や保存に関する業務の標準化・データ化・情報共有の促進を目指しています。  また、現場の実情に即した方法で段階的なデジタル活用を進め、  小規模な組織でも無理なく取り組めるモデルの構築を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本ページに記載のDXビジョンおよびDX戦略は、当法人が取締役会設置会社ではないため、  取締役会に準ずる意思決定機関である理事会において承認しています（承認日：2025年10月14日）。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当団体ウェブサイト トップ ＞ 団体概要 ＞ DXへの取り組みについて  　https://cpsus.org/dx/  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　2.データとデジタル技術を活用する具体的方策（データ利活用）  当法人では、文化財整理・保管支援の実務で生じる台帳情報（所在・数量・区分等）、作業記録（工程・進捗・処理量等）、相談・支援履歴、研修・普及活動の参加データ等を、標準化した形式で集約します。  集約したデータは、クラウド上のデータベースおよび可視化・集計の仕組みを用いて集計・分析し、  ①整理保管業務の優先順位付け、②作業負荷や必要体制の見通し、③支援の成果の定量把握と報告資料の作成、④自治体・関係機関との情報共有の質向上に活用します。  これにより、限られた人員でも透明性の高い運営と継続的な業務改善を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本ページに記載のDXビジョンおよびDX戦略は、当法人が取締役会設置会社ではないため、  取締役会に準ずる意思決定機関である理事会において承認しています（承認日：2025年10月14日）。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取組み  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　1. 体制・組織及び人材の確保  DXに関する方針は、理事長を中心に理事・顧問と協議のうえで策定しています。  各事業では、担当理事を中心に文化財の整理やデータ整備に関わる外部協力者・専門家と連携し、  運用面の改善や効率化を検討しています。  また、DX関連の研修やセミナー等に参加し、  他団体の事例や行政の方針を学びながら、継続的に知識の向上を図っています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取組み  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　3. ITシステム環境の整備  当法人では、理事長および理事を中心として、  クラウドベースのデータ共有環境を整え、  理事・職員・協力者が安全に情報を共有できる体制を整備しています。  特定のツールやベンダーに依存せず、事業内容や規模に応じて柔軟に運用できるシステム構成を採用しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当団体ウェブサイト トップ ＞ 団体概要 ＞ DXへの取り組みについて  　https://cpsus.org/dx/  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　4. DX戦略の達成状況にかかる指標  DX戦略の達成状況を把握するため、以下の進捗指標を設定し、理事長および理事会において定期的に確認しています。  ・クラウド上で管理している文化財整理・保管データの登録件数  ・DXを活用した文化財整理・保管支援を実施した自治体数  ・文化財整理・保管データについて、事業関係者に対して閲覧権限を付与した件数  これらの指標により、DX戦略において定めた「文化財整理・保管業務のデータ化および情報共有の推進」が計画どおり進捗しているかを確認しています。指標の確認は年1回、理事会にて行い、結果を次年度の業務運営およびDX施策の改善に反映しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 1日 | | 発信方法 | ①　DXへの取組み  　当団体ウェブサイト トップ ＞ 団体概要 ＞ DXへの取り組みについて  　https://cpsus.org/dx/  　代表メッセージ | | 発信内容 | ①　文化財を守る活動は、現場の努力と、  それを支えるしくみの両輪で成り立っています。  私たちは、デジタルを「文化財を未来へ受け継ぐための手段」と位置づけ、  現場の声を大切にしながら、無理のない形でDXを進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。